

令和 6 年 10 月 2 日

◆◆谷口かずふみ委員

公明党の谷口でございます。

今日、私からは、できれば 4 点についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず最初に、馬毛島の自衛隊施設についてであります、報告にもありましたように、完成時期が若干後ろ倒しになるということであります。馬毛島の自衛隊施設は、米軍空母艦載機の着陸訓練のための施設として使用をするというふうに聞いておりますけれども、私の地元の厚木基地との関連もありますので、伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、基本的なところですけれども、現在整備中の馬毛島の自衛隊施設とは、どういうものなのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

◎基地対策課長

馬毛島の自衛隊施設につきましては、令和 5 年 1 月から工事が着工されているものでございまして、その内容は陸・海・空自衛隊が訓練、活動を行う施設であって、また整備、補給等後方支援における活動を行う施設として、米空母艦載機の着陸訓練施設として使用されるということになっております。そして、完成後につきましては、国によれば、同施設は大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、あわせて、米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設のために使用される予定というふうなことになっております。このうち今、お話をあったとおり、空母艦載機着陸訓練施設としての役割がございますので、現在、硫黄島で訓練は行われておりますけれども、厚木基地でも過去、度々この着陸訓練が行われてきたという状況がございます。そのような状況を踏まえまして、動向を注視しているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。それで、分かる部分で結構なんですけれども、今回、完成時期が当初から 3 年、4 年ぐらい遅くなるんですかね。この理由は何か国のほうから聞いていらっしゃいますか。

◎基地対策課長

こちら理由につきましては、国のほうから情報提供を受けております。工期延長の理由につきましては、まず、資機材等の、これまでの海上輸送実績に基づいた、今後の輸送計画の精査、そして、本年 1 月に発生した能登半島地震による資機材や人員の不足、そして、工事開始後に判明しました、馬毛島内の盛土利用が困難な土の取扱いによる課題があるというような説明を受けておりまして、主に馬毛島内での工事等の都合によるものだというふうに理解しております。

◆谷口かずふみ委員

それで、本題に戻りますけれども、馬毛島に自衛隊施設が整備されることによ

って、厚木基地に対してどんな影響があるのか、そのことを国からどういうふうに説明を受けているのか、確認させてください。

◎基地対策課長

まず、前段としましてですけれども、厚木基地の、現時点で国からどのような説明を受けているかというところがございますけれども、こちら、平成30年3月に空母艦載機部隊が移駐完了しまして、その際に国からあった御説明としましては、米海軍のヘリコプター部隊や支援部隊、常駐機、外来機及び海上自衛隊航空部隊並びにその他の部隊が厚木基地を引き続き使用し、当基地は日米同盟にとり、重要な基地として位置されるとの説明を受けておりまして、空母艦載機移駐後も、そのような利用をされるというような説明がますございます。また、現在、国の説明ではございませんけれども、米軍空母出航に伴いまして、空母艦載機着陸訓練が行われる際には、厚木基地が着陸訓練の予備基地として指定されているという状況がございますけれども、その状況は引き続き変わらないという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今、御質問の部分については、防衛省に状況を確認しております。現時点では、国のはうからは、馬毛島の自衛隊施設整備完了後の厚木基地での着陸訓練の実施見込み等についても確認しておりますけれども、その辺りについては、具体的な説明が今まだないといった状況でございます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。実は先週というか、この前の日曜日も艦載機が久しぶりに飛んできて、私どももちょうど降りてくるところに当たるものですから、久しぶりにめちゃめちゃうるさいなというのを感じたところなんですが、時折、整備なのか、理由ははつきりしませんけれども、厚木基地にやってきます。

先ほど御説明あったように、硫黄島で訓練ができなくなったときとか、それから訓練の出航が遅れて、空母の離着陸の許可を取った、あるいは、もう1回やらなければいけないという場合等に、厚木基地が使われるケースがあるんですけども、そうした場合を含めて、この馬毛島の自衛隊施設の厚木基地への影響について、県としてはどう想定しているのかお伺いしたいと思います。

◎基地対策課長

これまで、今お話がありましたとおり、主に硫黄島で空母艦載機着陸訓練というのは実施されておりまして、天候等の事情によっては、厚木基地を含めた本土の基地を使用することがあり得るとされて、予備基地として指定されてきたという状況がございます。この背景には、硫黄島というところが南海の孤島であるというところがございまして、本土の基地から離れていて、天候が急変した場合に、ほかの飛行場へ着陸するということができないなど、悪天候時の対応が困難であるといった状況があるというふうに我々受け止めております。

そのような状況を踏まえますと、現在、艦載機の拠点となっている岩国基地等の本土の距離から比較的近い馬毛島に恒常的な訓練施設を整備することで、安定的な運用をすることができ、厚木基地で空母艦載機着陸訓練を実施する可能性というのは、大きく低下するのではないかというふうに我々考えております。

◆谷口かずみ委員

分かりました。ここはちょっと確認で、県としてはお答えづらい部分もあるかもしれませんけれども、厚木基地の地元としては、馬毛島が完成すれば、基本的に馬毛島で訓練が行われて、厚木基地に、例えば、夜間の離着陸の訓練など発生するようなことがないことを望んでいるんですけども、この辺の可能性については、分かる範囲で結構ですが、どういう状況になっているのか、ちょっと教えていただければ。

◎基地対策課長

なかなか可能性というところで申し上げるのは難しいんですけども、我々厚木基地の騒音対策協議会でも、厚木基地で着陸訓練を実施しないということと併せて、恒常的訓練施設をしっかり整備してほしいということを求めております。その裏には、やはり我々自治体としては、当然、恒常的訓練施設が整備されるということと、厚木基地で着陸訓練が行われないということは密接な関係性があるというふうに考え、その前提で要請活動を行っているというところがございますので、可能性ということではなかなか難しいんですけども、我々としては、かなりその辺りというのは強い関係性があって、影響を与えるんではないかというふうに考えております。

◆谷口かずみ委員

分かりました。じゃ最後に、担当局長にお伺いしたいと思いますけれども、この馬毛島の問題を含め、厚木基地の騒音問題について、県としてどのように取り組んでいくのか、この質問の最後にお伺いしたいと思います。

◎基地対策担当局長

厚木基地の騒音問題、これは非常に長い間、厚木基地周辺の住民の方々は、厚木基地は特に空母艦載機の着陸訓練を中心とする爆音に非常に影響を受け、重い負担を担わされてきたと、こういう経緯がございます。私どもとしては、厚木基地の空母艦載機移駐によりまして、現在、騒音状況はかなり、かつてに比べると大きく低下したと。しばしばジェット機が飛来して、大きな騒音が発生することはあるんですけども、現在、安定した状況になっている。この状況が今後も長く続していくと、厚木基地周辺住民の方々に安心して暮らしていただけるということがこの基地対策の基本ではないかと、このように認識をしております。

その上で、今、馬毛島の自衛隊基地の完成予定が大きく遅れてしまうという情報に接しているところでございますが、厚木基地への影響については、国からまだ明確な説明はないところでございます。私どもとしては、馬毛島の工事の予定がどうであれ、厚木基地でかつてのような空母艦載機着陸訓練、あるいは大きな騒音を伴う騒音被害が発生してしまうということは、これは何としても避けなければいけないと考えておりまして、いかなる理由があれ、決して厚木基地で空母艦載機着陸訓練、あるいは、それに匹敵するような騒音は生じさせることがないように、これをしっかりと国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、厚木基地周辺では、現在、騒音度調査、これは住宅防音工事区域の見直しを見据えた上で騒音の調査も行われております。こうした調査等について

も、住民の方々、非常に心配しているところだと思いますので、国に対して適切なきめの細かい説明を求めるなど、常に厚木基地周辺住民の方々に寄り添った周辺対策を行っていただけるように、今後もしっかり国に働きかけてまいりたいと、このように考えております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。局長から防音工事の話もあったので、ちょっと可能であれば、調査が若干延期になってますけれども、その後、何か新しい情報があれば教えていただけますか。

◎基地対策担当局長

住宅防音工事の、当初、令和5年度までとされていたものは、現在、令和6年度まで続いておりまして、この委員会でも御報告させていただいたと思うんですけども、今の調査の予定自体は、今年の12月頃までであるということでございまして、ただ、その後どういう形で住宅防音工事区域の見直しのスケジュールが組まれていくのかということについては、国の方に情報提供を求めておりますが、今のところ、まだ明確な回答はないという状況でございます。

◆谷口かずふみ委員

地元としては、できるだけやっぱり、特にほかの艦載機、ジェット機、戦闘機以外はそんなに大きな騒音が、若干するものもありますけれども、特にヘリコプターが来て、ガラスが共振したりとかいうことはありますけれども、かなり米軍艦載機が移駐してくれたおかげで、相当軽減をされていると思いますけれども、引き続き基地の騒音対策を含め、様々な対策についてしっかりと取り組んでいただくようお願い申し上げまして、この項目は終わります。

二つ目ですけれども、学校に関することで、構造改革特区制度を活用したNPO法人による学校設置事業について、お伺いをしたいと思います。

なぜこのことを質問するかというと、今不登校の対策として、様々なフリースクールであったり、それから通信教育のサポート校であったり、様々な民間で不登校の対策というか事業をされている方がいらっしゃいます。そこでの課題は、やっぱり通って来られる児童・生徒の方に、それなりの授業料等負担をしていかないといけないということで、大変な御苦労をされているというのを伺っています。そういう意味で、ちょっとこの項目について伺っていきたいと思うんですけども、まず最初に、構造改革特区制度ができた経緯とか、その制度の概要について確認をさせてください。

◎地域政策課長

構造改革特区制度は、地方公共団体の自主性を最大限尊重した構造改革特別区域を設定しまして、地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図ることを目的として平成14年に創設されました。制度の概要でございますが、地方公共団体は、国が作成した規制の特例措置一覧の中から、地域で活用したい特例措置を選び、特区計画を作成し、この計画を国に申請し、認定を受けて特例措置を活用します。なお、令和5年末時点における全国の特区計画の認定数は

459 となっております。

◆谷口かずふみ委員

それで、そのうち、現在県内で認定されている構造改革特区の計画は幾つあるのか、また、どのような計画が認定をされているのか確認をさせてください。

◎地域政策課長

現在、県が把握しております、県内で認定されている構造改革特別区域計画は10 ございます。具体的に例を申し上げますと、特区のメニューに、特定農業者による特定酒類の製造事業というのがございまして、これは特区認定されると、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準、これが適用されないものとなりますので、製造数量が基準に満たなくても、そういう納税者でも免許を取得することができるとなっています。

そこで、秦野市が申請主体となりまして、秦野名水どぶろく特区というものをつくりております、これは秦野名水を使ったどぶろくを、秦野市の特産品として押し上げ、観光滞在の促進、地場産品の地産地消、農村を含めた地域活性化に取り組んでいる。

また、特区のメニューの中に、学校設置会社による学校設置事業というのがございます。こちら、学校の設置主体というのは国、地方公共団体及び学校法人に限定されているところでございますが、特区認定されると、株式会社でも学校の設置主体となるということが認められております。そこで、山北町が申請主体となりまして、山北町教育特区では、学校設置会社による通信制高等学校を設置し、特区内で行う面接指導等を通じて、地域の実情に応じた自然体験、就業体験、ボランティア活動等の実習事業、こちら、さらにインクルーシブ教育を積極的に取り入れて、教育のまち山北を目指すとしている、こういった取組などが進められております。

◆谷口かずふみ委員

今、株式会社による学校設置の例としてありました、一方で、今日お伺いする、N P O 法人がこの制度を活用して学校を設置する場合は、どういう要件が必要になってくるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

◎地域政策課長

N P O 法人が構造改革特区制度を活用しまして、不登校児童・生徒などを対象として、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができるものとされております。そのための主な要件でございますが、この学校を設置しようとするN P O 法人が、その特区に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない、そういう特別の需要に応じるための教育を行うこと、また、文部科学省令で定めます基準に適合する施設及び設備、また、これらに要する資金、そして当該学校に必要な財産を有すること、また、三つ目として、不登校児童等を対象として行う、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること、四つ目として、地方公共団体でございますけれども、地方公共団体は経営悪化等、学校経営に支障が生じた場合には、また生じるおそれがあるときは、在学生の修学の継続が確保できるよう、転学のあっせんな

ど必要な措置を講じること、五つ目として、地方公共団体は当該N P O法人の設置する学校の教育、組織、運営、施設、そして設備の状況などについて、毎年度評価を行うことなどとなっております。

◆谷口かずみ委員

分かりました。先ほどの株式会社の学校については、山北町が申請をしておったんですけども、N P Oのほうは、例えば高校であれば県で、小中であればそれぞれの市町村とか、何かそういう自治体の区分けみたいなものはあるんですか。それ分かれば教えてください。

◎地域政策課長

こちらは特に県がしなければいけない、または市町村がしなければいけないというような規定はございませんので、どちらがするというのは、学校のほうで選んでいただいてというふうな形になっています。

◆谷口かずみ委員

それで、ちょっと関連なんですけれども、この制度、すばらしいんだと思うんですが、例えば、N P O法人が学校を設置した場合、ちょっと関連する法律の適用についてなんですけれども、文科省のホームページを見ると、学校教育法上の学校として関連規定を適用をすると。一方で、私立学校法及び私立学校振興助成法の対象外というふうに書かれているんですけども、例えば助成法からいうと、恐らく経常費補助とかの対象にならないのかなというふうに思うんですが、一方で、通う生徒さんが、いわゆる私立高校の授業料の無償化の対象になるのかどうか、その部分も含めて、ちょっとこの辺のことについて、分かる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

◎地域政策課長

今、委員から法律の適用のお話ございました。おっしゃるとおり、設置基準などの適用という部分については、学校教育法上の学校としての関連、適用があるというところでございます。一方で、今、私立学校法などのお話ございましたけれども、こちらの私立学校法につきましては、基本的にはちょっと国には確認できていないところでございますけれども、法律で私立学校も学校法人を設置する学校というというふうに規定しておりますので、今、委員からお話がありましたN P Oが設立する学校というのは、そもそも対象から外れるものというふうな形と認識しております。

また、通われる生徒さんに対する補助金についてでございますけれども、いわゆる学費補助金という制度がございます。こちらについては、神奈川県内に設置されている高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校高等課程が対象となるというふうになっておりまして、N P O法人が仮に設置するものであっても、対象にはなるのではないかというふうには聞いているところでございます。

◆谷口かずみ委員

分かりました。ありがとうございます。

それで、最後になるんですけども、全国で見て、この特区制度を利用、活用

して、NPO法人が学校を設立した事例というのはあるんですか。

◎地域政策課長

こちらは国に確認しましたところ、この構造改革特区制度を活用して、NPO法人が学校を設置した事例はないという状況だと聞いております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。分かれば結構ですけれども、なぜないのか。恐らく要件が難しいのかもしれないですけれども、その辺もし分かれば教えていただけますか。

◎地域政策課長

その部分については、まだ国のはうに確認ができていないところでござりますけれども、先ほど要件の部分で申し上げましたとおり、それ相応の資金、財産、また学校で、生徒さん通われるというところでございますので、継続性の担保等々といったものが必要になってくるというところで、そちらの部分で基準に適応するかというところで、一定の歯止めがあるのかなというふうに思っております。

◆谷口かずふみ委員

できればこういう制度も用意されているので、ぜひ活用したいというNPO法人さんがあれば、ぜひしっかりとサポートをお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、職員さん向けのカスタマーハラスメント対策について、お伺いしていきたいと思いますけれども、こちらのはうは先行会派の皆さん、それぞれ質問されているんですが、私のほうからマニュアルについて、ちょっと伺っていきたいというふうに思います。

これから、大変皆さん御苦労されている中で、一定程度、個々の事例に応じて対応しなきやいけない柔軟性も必要だと思いますけれども、一定程度こうした場合、こうすればいいというマニュアルというのは大事であるというふうに思います。その上で、ちょっと何点かお伺いをしていきたいと思いますけれども、まずカスハラの対応マニュアルについて、様々な内容が盛り込まれていると思いますけれども、具体的な検討はこれからどうやって進んでいくんでしょうか。

◎総務局総務室長

カスハラ対応のマニュアルですが、単なるカスハラの定義ですとか判断基準を定めるだけではなくて、各所属において組織的な取組に実際に使えるようにする必要がございます。そのためにも、検討に当たっては、今回の調査結果だけではなく、法的側面からの妥当性を中心に、弁護士などの外部有識者の意見を聞きながら進めていく予定です。また、マニュアルの作成に際しては、カスハラ対応に特に苦慮している所属へのヒアリングを行い、出された意見を反映させていくなど、少しでも実効性を持たせていきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。今、弁護士さんと有識者の意見を聞いてルールをつくっていく

ということなんすけれども、そうしたルールは全ての所属に適応できるのかどうか。また、いわゆる厳しい環境に置かれている所属と、比較的そうではないというところと対応も違うんだと思うんですけども、この点についてはどう認識されているんでしょうか。

◎総務局総務室長

アンケート結果からは、県民と接する機会が多い所属において、厳しい案件が生じやすい傾向にあることが分かっています。特に、県側の業務上の都合により、相手方とやり取りをしなければならない場合ですとか、業務特性として、相手方からの相談を受けなければならない場合、あと、保護者や親族が相手方となる場合、こうした場合などは、それぞれの特性に沿った対応が求められるものと考えています。

そこで、ルールの策定に対しては、例えば、個人に任せざる組織で対応するといった、所属を問わず適用させるべきものについては、基礎的なルールとして全庁統一のものを、導入することを検討しています。その上で、先ほど例示した特に厳しい対応が求められる所属については、この基礎的なルールとは別に、個別の対応を固めていくことになると考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。じゃ、基本的に共通する部分の基礎部分のルールと、そこからそれぞれ所属によって、対応を幾つかルール化するというようなことだと思いますけれども、今回のアンケート調査では、カスハラの対応に困った理由として、外形上はカスハラと判断できる余地はあるけれども、傾聴せざるを得ない状況にあることから、継続的な対応をせざるを得ないというものもありました。これ、想像できることではありますけれども、具体的にはどういうことなのか、また、どういうふうに対応していくのかお伺いします。

◎総務局総務室長

今回のアンケート調査で判明しました、傾聴せざるを得ない状況ですが、例えば、相手の方がかなりの御高齢である場合ですとか、重度の障害がある場合など、行政によるセーフティーネットの対象となるような方がその対象となる事例でございます。このような相手方の事情により柔軟に対応せざるを得ないケースでは、相応の時間がかかることはやむを得ないと考えています。ただし、こうした合理的な配慮をしても、なお度を超えた行為がなされるような場合には、これはカスハラと判断することもあり得る話であって、その場合は、毅然とした対応が必要になると考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。どうしても長く話を聞かなければいけない場合、そういう相手の方に対して、もう時間が来ましたので対応できませんとか、極端に言うと、今後一切あなたの対応はしませんというようなことは、なかなか実際に言いづらい。また、ここはやっぱり民間と違って、公のサービスを提供している県庁として、その辺の対応はどういうふうにされていくのか、確認させてください。

◎総務局総務室長

配慮が必要な相手方などのカスハラの行為に関しましては、対応が特に難しいことが想定されます。詳細につきましては、これからそうした関係所属と調整していくことになりますけれども、今回、県では、民間企業を相手に、いろいろなヒアリングを行いました。その中で、確かに今の事例は、行政特有のものではあるんですけども、その民間の先行事例、それで参考になるものもございました。

具体的には、調査先の企業の対応として、相手方に対して直接、今あなたがやった行為はカスハラですと直接伝えてしまうと、逆にトラブルに発展する可能性が高いと。逆に、カスハラをしてくる相手に対しては、今現在、カスハラを受けている自分自身の感情を相手に伝えるというように、そういうふうに指導しているということでした。例えば、長時間にわたる暴言を含む電話対応の際には、今あなたの行為で、今、私は悲しい気持ちになっているため、やめてほしいと、こういう感情を直接相手に伝えることが効果的であると。これは、配慮が必要な相手に限った話ではございませんけれども、今後策定する対応マニュアルには、カスハラの相手方に対する統一的なフレーズを示していくことが必要と考えております。その際は、こうした先行事例を踏まえて検討していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。あと、今回のアンケート調査では、対面または電話、ともに30分以内で対応を終わりにする、そういうルール化というものを求める声も多いわけですけれども、一方で、5時間以上も対応せざるを得ないというような事例があったことも考えると、一定の線引きというのもやむを得ないケースがあるかと思うんですけども、一方で、これをじや使っていいよということになると、不適切な使われ方も、もしされたとすると、県民サービスの低下につながりかねないということになると思います。そういう事態を防ぐために、今後どのように進めていくのか確認させてください。

◎総務局総務室長

例えば、カスハラとして扱うべきではない、社会通念上、不相当とは言えないようなものを無理やりカスハラとして扱ってしまって、30分で対応を無理やり打ち切ってしまうと、そのようなことは決してあってはならないと考えています。民間企業にヒアリングを行った際に聞いた話ですが、ある企業では、カスハラ警察になることは絶対にいけない。これは社内で周知していると聞いてございます。カスハラ警察といいますのは、相手方のささいな発言や行動のみに着目しまして、相手をカスハラと一方的に決めつけてしまう行為と、こういったことを見逃してしまいますと、県政への信頼は大きく傷ついてしまいます。こうした事態を招かないためにも、所属及び職員にはカスハラの定義や判断基準、そして、組織対応の徹底につきまして、啓発や研修を通じて十分に周知していくほか、全庁でのカスハラ対応の事例の共有なども検討してございます。また、カスハラ対応が県民サービスの低下につながってしまっては、県民の理解が得られないことは明らかですので、ルール運用の適正化に関する御指摘の部分につきましては、今後、特に慎重に進めていきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。事例の共有等もされるということなんですが、私は今、マニュアルは絶対必要だというふうに思います。ルール化も必要だと思いますが、その上で、こういう県民の皆さんとの対応については、やはり経験であったり、事例を重ねていくというか、そういう経験を持った方が指導的役割を果たす。皆さんにアドバイスしたり、そういうことも、部署なのか、例えば所属にそういう立場の人を置いてもらうのかということも、今ちょっと話を伺って、やり取りをしていて、やっぱりルール化しても、マニュアルつくっても、いろんなケースが出てくるので、また相手の気持ちに寄り添いつつ、こちら側が過度の負担を受けないような、こういうテクニックも必要になってくると思うので、それについてちょっと要望ですけれども、もし何かお考えあれば。

◎総務局総務室長

実際の特にハードな場面の場合は、特に経験が効いてくる場面は多々あると思います。また、結構、今回のアンケート調査結果からも、それぞれの個別の自由意見を拾いますと、各分野に応じて求められる対応は結構違うようなところも出てくると思います。恐らく、それぞれの分野に応じて経験を積んだ方が、それぞれの分野において有効なアドバイスをしていただけだと、非常に下の職員の助けになると思いますので、そういうことができないかも含めて検討していきたいと思っています。

◆谷口かずふみ委員

ぜひよろしくお願ひいたします。ぜひ職員の皆さんのがんばりを軽減させて、なつかつ県民の皆さんに対しては、よりいいサービスの提供ができるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、これは小野寺県議からも本会議で質問させていただいた、災害時におけるデータ統合連携基盤の活用について、お伺いをしていきたいと思います。

まず最初に、県と市町村が一体となって被災者支援を行う基盤の強化として、被災者データベースをデータ統合連携基盤に構築中ということなんですが、これは一体どういうものなのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

◎デジタル戦略担当課長

被災者データベースは、避難所と被災者の情報を集約するデータベースで、被災者の氏名、住所、連絡先といった情報や被害の状況、要配慮事項などを記録するものです。今年1月に発生した能登半島地震に際して、被災した六つの市町では、それぞれの指定避難所において確認した被災者の名簿を作成していましたが、それぞれ独自の様式で作成したため、県と市町の間で相互の情報共有ができず、広域的に避難していた被災者の把握にも支障を来しました。それに加えて、指定避難所以外にいる被災者を把握できないという問題もありました。

被災者データベースは、これらの問題に対処するために、石川県が本県の江口C I O兼C D Oが専務理事を務めている、防災D X官民共創協議会の協力を得て構築したもので、広域にわたる被災者の状況を一元化することで、総合的かつ効率的な被災者支援を支えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。この被災者データベースの構築に係る費用というのは、基盤の開発とか運用に係る経費とは別にかかるんでしょうか。

◎デジタル戦略担当課長

被災者データベースは、データ統合連携基盤が標準で備えている機能を運用して同基盤上に構築しているもので、新たな費用は発生しておりません。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。それで今回の補正予算で、この基盤にA I機能を登載するということ就可以了けれども、この詳細、ちょっと教えていただけますか。

◎デジタル戦略担当課長

データ統合連携基盤に登載するA I機能は、会話や文章をコンピュータで処理するための技術であり、自然言語処理に特化したもので、最近、様々な分野で利用されているC h a t G P Tと同様の大規模言語モデルをベースにしています。これまででもデータ統合連携基盤において、様々なデータを取り扱ってきましたが、これまででは数値などのデータの集計、分析や可視化に利用しており、単語や文章などのデータについて、その意味を理解させて利活用することはできませんでした。

今回導入するA I機能では、文章等のデータの意味も含めて理解することができるため、データベースへの検索を行う際にも、文章の表記の揺れを考慮して検索するなど、より柔軟なデータ利活用が可能になります。また、話し言葉のような口語表現を入力した場合にも、その意味を解釈してデータベースを検索するといったような、応用的な使い方も考えられます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。今、自然言語処理という話もありましたけれども、具体的に今、想定しているのはどこのA Iを使うのか、その辺について言える範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

◎デジタル戦略担当課長

本県の運用しているデータ統合連携基盤に登載するA Iですけれども、こちらのほうは様々なA Iの種類から目的に応じて選択することができます。今回の私どもが選んでおりますA Iにつきましては、M e t a社、かつてはフェイスブックと呼ばれていた会社ですが、そのM e t a社の開発しているL 1 a m aというA Iを登載しております。

◆谷口かずふみ委員

このL 1 a m aは、どんな特徴があつて選定したのか、もし分かれば教えてください。

◎デジタル戦略担当課長

データ統合連携基盤に選択するA Iを選定する上では、まず、データ統合連携

基盤との接続の方法について検討を行いました。データ統合連携基盤には様々なデータ、特に災害時は個人情報に近い重要な情報も登載することを考えまして、そのAIが外部のほかのAIサービスに接続することなく、直接データ統合連携基盤の中に登載することができるということを重視しました。その上で、選択肢に残ったAIモデルの中から、特に今回の目的である文章の読解等を得意とされているAIを選択しまして、その結果としてMeta社のLlamaを選択いたしました。

◆谷口かずみ委員

よく分かりました。それで、今回AIに法令とか通知文書を学習させるということなんですかでも、これ具体的にどういうことになるんでしょうか。

◎デジタル戦略担当課長

AIの学習としては、一般的にはAIのもともとの言語モデルに追加学習をして再訓練する方法と、AI自体には手を加えず、AIが分からぬことを調べるための辞書となるデータベースを整備する方法の二つがあります。今回は後者の方法を取りまして、データ統合連携基盤上に、AIが法令や通知文書を検索するための辞書になるデータベースを整備します。具体的には、法令やガイドライン、通知文書をAIが理解できる形式に変換して、データ統合連携基盤に格納します。そうすることによって、AIが質問に対して答えを生成するときに、自らデータを検索して、その検索結果を基に答えを返せるようになります。

◆谷口かずみ委員

分かりました。例えば、答弁の中に、新たに支援対象となる被災者を抽出できるようにするということがあつたんですけれども、これ具体的にどうやって可能とするのか、事業スキームなどを教えてください。

◎デジタル戦略担当課長

能登半島地震の際のように、国から法令解釈等について新たな通知が発出されたときに、それらをAIに読み込ませ、既に登録されている法令やガイドライン等と照らし合わせて、変更された箇所を抽出します。次に、その変更内容を基に、AIがデータ統合連携基盤の被災者データベースを検索し、新たな通知により、改めて支援対象に該当する対象者等を抽出するといった処理を行います。例えば、災害救助法の適用となる市町村が新たに決定された場合などは、その旨が既存の通知に追記されますので、一つ前の通知と比較することで、どこが追加になったのかが分かるため、その対象市町村の被災者をデータベースから検索することができます。今、御説明した例は非常にシンプルなものですので、職員が対応しても大した時間はかかりませんが、何度も変更が行われたり、内容が数十ページにもわたる法令やガイドラインの場合、職員が対応すると膨大な時間がかかりますので、AIによる迅速な処理により速やかな被災者支援につながります。

◆谷口かずみ委員

分かりました。効率化できるということなんですかでも、具体的に職員の作

業時間というのはどの程度、減らせるんでしょうか。

◎デジタル戦略担当課長

能登半島地震において全半壊した建物の公費解体の申請を例として試算いたしました。5月の時点で、公費解体の申請件数は2万2,000棟と推計されておりました。そして、環境省の公費解体撤去マニュアルというものが5回改定されておりましたので、仮に六つの市町で5名ずつの職員がこの業務に当たるとすると、削減効果は1万1,600時間となります。

◆谷口かずふみ委員

ごめんなさい。今、ちょっと数字がいっぱいあったので、何割ぐらい削減というふうになりますか、今の例で言うと。

◎デジタル戦略担当課長

すみません、割合ではちょっと算出しておりませんで、削減できる時間のところをちょっと積み重ねて先ほどお答えしておりますので、何割削減という割合の部分は、現時点では算出しておりません。

◆谷口かずふみ委員

1点だけ、いずれにしても効率化できるんですけれども、AIを使って抽出して、もしかしたら間違った抽出結果が出てくる可能性というのも想定できると思うんですけれども、この辺の対応というのはどういうふうにされるか。もしお答えできればお願ひします。

◎デジタル戦略担当課長

AIを使ったシステムではございますけれども、やはりシステムを運用するということにおきましては、一番最初の構築あるいは運用といった中で、適切なタイミングでしっかりと処理結果を確認することが大切であろうというふうに考えております。ですので、こういった今回の被災者データベースとAIの連携につきましても、十分なテストを行いまして、そして適宜、確認をすることによって、適切な結果を出せるように運用していきたいと考えています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。これは大事な、被災者の方への支援ですので、間違いないのないようにお願いしたいと思います。

最後ですけれども、今回新たに導入するAI機能について、被災者データベースを中心に伺ってきましたけれども、防災DXの推進において、AI機能をさらにどう活用していくかとしているのか、最後にお伺いします。

◎デジタル戦略担当課長

今回のAI機能は、災害対応の様々な場面で利用できる可能性があると考えております。例えば、災害支援の業務に携わる職員は、常に同じ職員が同じ現場で業務を行うわけではなく、持っている知見やスキルによって、様々な現場を回ることが想定されるため、日々異なる職員が対応するといったこともあり得ま

す。そのような場合には、作業引継書や業務日報等を抜けや漏れなく作成し、職員間の引継ぎを円滑に行なうことが必須になりますが、業務記録をデータとして保存しておき、それを基にしてAIで自動的に作業日報等を作成するといったことが考えられます。引き続きAI機能の利活用について検討を進めて、防災DXの推進に役立ててまいります。

◆谷口かづみ委員

最後に、とにかく今回のAI機能を使って、結果的に被災者の方々に支援がスムーズに、より迅速に行われるよう取り組んでいただくようお願いして、質問を終わります。